

地域木材利用に関する補助制度の拡大

大井川流域産材を使った店舗等の建設やリフォーム、家屋の増改築等も新たに対象となります！

(産業経済部農林整備課)

「島田市地域木材利用促進事業費補助金」について、令和7年度より補助対象となる範囲を拡大します。

1 補助金の目的

大井川流域産材の利用を促進することにより森林環境の保全を図るとともに、木材利用の喚起による林業・木材業・建築業などの地域産業の活性化を目的として取り組みます。

2 拡大の内容

交付対象を従来の個人の新築木造住宅に加え、個人や法人等が建設する店舗や事務所等にも拡大し、さらに木造の増改築工事やリフォーム工事も補助対象とします。

3 交付対象者

市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人等

4 対象工事

木造の新築、木造の増改築、リフォーム工事において大井川流域産材を使用する場合

5 対象用途

住宅、店舗、事務所等

6 補助額

大井川流域産材使用量に応じて 10 万円～80 万円

7 その他

令和7年4月1日以降着工の工事が対象

※当該事業は森林環境譲与税を活用しています。

担当:林業係

電話:0547-36-7165

島田市

地域木材利用促進事業費補助金

島田市内で

大井川流域産の木材を使用した方へ
最大80万円助成します

新築

増改築

リフォーム

大井川流域産材の利用促進を目的として、以下の条件を満たす方へ流域産材の使用量に応じて補助金を交付します。

大井川流域産材

島田市、川根本町、静岡市井川地区で生産されかつ県内で加工された木材

申請者

市内に住所を有する個人
市内に事業所を有する法人等 （工事完了後に条件を満たす場合を含む）

用途

住居、店舗、施設等（公共含む）

対象工事

木造新築、木造増改築、リフォーム《躯体条件なし》

施工業者

一般建設業許可または特定建設業許可を得ている工務店等

対象期間

令和7年4月1日 申請受付分から対象

着工日の14日前※までに申請書を提出してください（※土日祝日含まず）

ただし、令和7年4月1日～4月20日工事着工分については、着工日までに申請書提出することを条件とします

☆新制度の対象は令和7年4月1日以降に着工する工事です。令和7年3月31日以前に着工の工事については旧制度が適用されます。（新築木造の住宅のみが対象）

【お問い合わせ】島田市役所 農林整備課 林業係 ☎0547-36-7165

〒427-8501 静岡県島田市中心中央町1番の1 ✉noubi@city.shimada.lg.jp

申請対象者

- 《住宅用》完成後住宅に居住する者
- 《事業用》市内に事業所を有する法人等
- 《賃貸用》市内に住所を有し、完成後建物を所有する者
- 《施設》自治会、町内会等（公共利用の施設等）

工事種別

木造新築

主要構造部が木造である建物の新築工事

(例) 住宅/店舗/店舗邸用住宅
倉庫/事務所/公会堂 等

木造増改築

増改築工事のうち工事対象箇所の主要構造部が木造であるもの

(例) ・住宅の増築・改築
・すでに建物がある敷地内での離れや倉庫等の建築

リフォーム（木質化）

構造の種別問わず流域産材を使用するリフォーム工事

(例) ・住宅のリフォーム
・店舗や事務所のリフォーム
・施設等のリフォーム

申請時に提出する書類

- ・補助金交付申請書
- ・確認済証または工事届の写し
- ・確認申請書の副本の写し
- ・木拾い計画表
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助金交付に係る同意書（全員）
- ・法人登記事項証明等（事業者）
- ・代表申請者選任届（対象者のみ）

詳しくはホームページ等でご確認ください

- ・補助金交付申請書
- ・確認済証または工事届の写し
- ・確認申請書の副本の写し
- ・木拾い計画表
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助金交付に係る同意書（全員）
- ・法人登記事項証明等（事業者）
- ・代表申請者選任届（対象者のみ）

詳しくはホームページ等でご確認ください

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い計画表
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事の概要が確認できる書類（平面図、詳細図等）
- ・補助金交付に係る同意書（全員）
- ・法人登記事項証明等（事業者）

詳しくはホームページ等でご確認ください

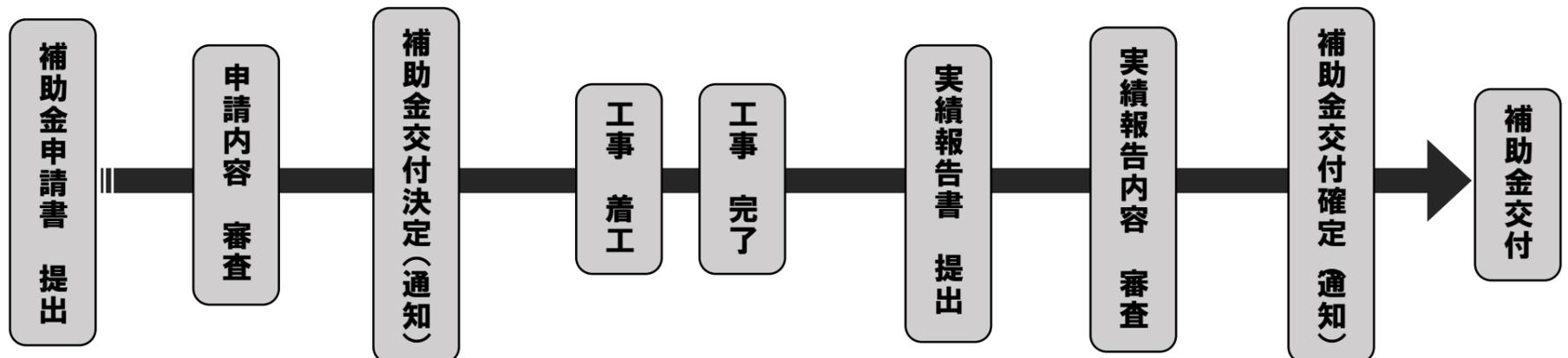
申請書の提出期限

上棟の14日前（土日祝除く）まで

工事着工の14日前（土日祝除く）まで

工事着工の14日前（土日祝除く）まで

申請～補助金交付までの流れ



補助額（全工事種別共通）

| 区分 | | 補助金の額 |
|------------|---|---------------------------------------|
| 大井川流域産材使用量 | 3 m ³ 以上 7 m ³ 未満 | 10万円 |
| | 7 m ³ 以上 10 m ³ 未満 | 20万円 |
| | 10 m ³ 以上 15 m ³ 未満 | 30万円 |
| | 15 m ³ 以上 20 m ³ 未満 | 50万円 |
| | 20 m ³ 以上 ※小数点以下切り捨て | 1 m ³ 当たり2.5万円 【上限80万円】 |